

有明病院 病院長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職務分掌規程（令和2年7月1日施行）第3条第3項の規定に定める、公益財団法人がん研究会（以下、「本会」という。）有明病院病院長（以下、「病院長」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長が定年を迎えるとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) その他病院長が欠員となったとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合は、原則として病院長の定年退職の日の1か月前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに病院長の選考を行う。

(選考基準)

第3条 病院長の選考に定める要件は、有明病院 病院長候補者選考基準（以下、「選考基準」という。）において定める。

(選考委員会)

第4条 理事長は、病院長の選考に当たり、有明病院 病院長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 理事長は選考委員会を設置したときは、理事会の決議を経て、委員を任命するものとする。
- 3 理事長は選考委員会を設置したときは、委員名簿、委員の経歴及び選定理由を公表する。
- 4 選考委員会の委員の任期は病院長が理事会の決議を経て理事長により任命されるまでとする。

(選考委員会の任務)

第5条 選考委員会は、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 選考基準案を策定し、理事長に提出する。
- (2) 選考基準に基づき、病院長候補者を選考し、理事長に推薦する。

- 2 理事長は、病院長選考基準をあらかじめ公表するものとする。

(選考委員会の組織)

第6条 選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 理事長
 - (2) 理事長が指名する常勤理事
 - (3) 理事長が指名する非常勤理事
 - (4) その他理事長が必要と認めた者
- 2 委員の総数は5名以上とし、かつ第1項第3号及び第4号に定める者(以下、「外部委員」という。)の人数を委員の総数の半数以上とする。
 - 3 前項の外部委員は次の各号に定める条件を満たす者とする。
 - (1) 過去10年以内に本会と雇用関係のない者
 - (2) 過去3年間において、1年につき50万円を超える寄付又は契約金等を本会から受領していない者
 - (3) 過去3年間において、1年につき50万円を超える寄付を本会に対して行っていない者
 - 4 選考委員会の事務は、人事部がこれを行う。

(候補適任者の除外)

第7条 選考の過程において、選考委員会の委員が、病院長候補者となるべき適任者になったときは、当該委員を辞するものとする。

- 2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて前条各項に定める者を補充することができる。

(委員長)

第8条 選考委員会に委員長を置く。委員長は外部委員の中から選考委員会委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選考委員会を主宰する。

(議事)

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ出席した委員の過半数が外部委員であることをもって成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(病院長の任命)

第 11 条 選考委員会から推薦のあった病院長候補者について、経営会議への付議の後、理事会の決議を経て理事長が決定し、理事長が任命する。

2 理事長は、病院長が選考されたときは、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表する。

(理事の任命)

第 12 条 理事長は、病院長が任命された時は、評議員会の決議を経て、本会理事に任命することができる。

(解任)

第 13 条 理事長は、病院長がその職に適しないと認めるときは、理事会の決議を経て、病院長を解任することができる。

(主管)

第 14 条 この規程の主管部署は、人事部とする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1 この規程は、平成 29 年 10 月 18 日から施行する。

2 平成 30 年 7 月 1 日 一部改正

3 令和 2 年 8 月 1 日 一部改正

4 2022 年（令和 4 年）1 月 26 日 一部改正